



宇治田原町の  
地域創生を  
応援してください

# 企業版 ふるさと納税

損金算入  
約3割

①法人住民税+②法人税  
税額控除 4割

③法人事業税  
税額控除 2割

企業負担  
約1割

通常の寄附

企業版ふるさと納税を活用した寄附

寄附額

## ■ 概要

企業の皆さまが、宇治田原町の地域創生の取組に対して寄附をされた場合に、税制上の優遇が受けられる制度です。

## ■ 要件

- 対象となる寄附は、10万円以上です。  
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。  
×有利な利率で貸付を受ける。
- 寄附できる企業様は、宇治田原町外に本社（地方税法における「主たる事務所等」）がある企業様です。
- 寄附の代償として、入札や許認可で便宜を図るなど、町から企業様への利益供与は禁止されています。

## 実質的な企業負担は 約1割

例えば100万円寄附すると、最大約90万円の法人関係税が軽減され、実質的な企業負担は10万円になります。

### ① 法人住民税

寄附額の4割を税額控除。  
(法人住民税法人税割額の20%が上限)

### ② 法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。  
(法人税額の5%が上限)

### ③ 法人事業税

寄附額の2割を税額控除。  
(法人事業税額の20%が上限)

うしたわ  
らいく

お問合せ

宇治田原町役場 〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町立川坂口18-1  
まちづくり推進課 TEL0774-88-6616 / 企画財政課 TEL0774-88-6632

【KYOTO のまち】宇治田原町